

柴田町体育協会事業補助金交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柴田町体育協会会則（以下「会則」という。）第2条に規定する目的を達成するため、事業を実施する加盟団体に対し適切な補助を行なうため、柴田町体育協会事業補助金（以下「活動振興費」、「事業補助費」、「事業育成費」、「事業助成費」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 事業補助金交付対象は、次に該当する団体とする。

(1) 柴田町体育協会加盟団体

(交付対象事業)

第3条 補助金交付対象事業は、次のとおりとする。

2 柴田町体育協会、加盟団体が主催、又は主管する事業に対し交付する。

(1) 活動振興費

会則第18条に規定する会計年度（以下「年度という。」）内において、第3条に規定する事業を1事業以上実施し、かつ、当該年度の会則第20条第2項に規定する会費を納入した加盟団体に対し1度交付する。

(2) 事業補助費

年度内において、各加盟団体の主催事業開催に対し、5事業まで交付する。
スポーツ少年団本部の主催事業については、年1事業のみに交付する。

(3) 事業育成費

スポーツ少年団単位団の主催事業に対し、1事業5,000円を1事業のみ交付する。

(4) 事業助成費

スポーツ少年団単位団の参加事業に対し、1事業3,500円を3事業まで交付する。

(補助金の金額)

第4条 補助金の金額は、別表のとおりとする。

(審査委員会)

第5条 補助金の適正な交付を図るため、柴田町体育協会事業補助金交付審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、副会長、監事のほか、理事の中から2名を会長が指名する。

3 委員会に代表委員を置き、副会長の中から会長が指名する。

4 委員会の会議は、代表委員が招集しその議長となる。ただし、特別な理由がある場合は、議案書を各委員に送付の上、意見を聞き会議の開催に替えることができる。

5 委員会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数の場合は代表委員の決するところとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、「柴田町体育協会事業補助金交付申請書」(様式第1号)を事業実施日の1ヶ月前まで会長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 会長は、前条の申請書を受理したときは、第5条に定める委員会の審査を経て、補助金の交付の可否を決定し、「柴田町体育協会事業補助金交付(決定・却下)通知書」(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 会長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかに交付するものとする。

(事業の計画変更の承認及び取消し)

第8条 補助金の交付決定を受けた団体等は、事業内容を変更又は中止するときは、速やかに「柴田町体育協会事業補助金(変更・中止)申請書(様式第3号)」を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請書を受理したときは、申請内容を検討し、その理由を適正と認めるときは、申請者に「柴田町体育協会事業補助金交付(変更・中止)承認通知書」(様式第4号)により通知するものとする。

(事業実績報告)

第9条 申請者は、事業完了したときは、「柴田町体育協会事業補助金実績報告書」(様式第5号)を速やかに会長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 会長は、第6条の規定による申請の内容に偽りがあつたときは、補助金の交付決定を取消し、又は交付済みのときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

附則

この要綱は、平成12年4月21日から施行する。

この要綱は、平成17年6月10日から施行する。

この要綱は、平成18年7月29日から施行する。

この要綱は、平成19年5月26日から施行する。

この要綱は、平成21年5月16日から施行する。

この要綱は、平成26年5月24日から施行する。

この要項は、平成27年5月23日から施行する。

この要項は、令和元年5月25日から施行する。